

別記様式第1号（第9条関係）

その1	受理 ※年月日		許可 ※年月日	
	※受理番号		※許可番号	

許 可 申 請 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。

公安委員会殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな) 氏名又は名称			
住 所	〒() () 局 番		
(ふりがな) 営業所の名称			
営業所の所在地	〒() () 局 番		
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業		
(ふりがな) 管理者の氏名			
管 理 者 の 住 所	〒() () 局 番		
(ふりがな) 法人にあつては、 その役員の氏名	法 人 に あ つ て は 、 そ の 役 員 の 住 所		
代 表 者			
滅失により 廃止した風俗営業	廢止の事由	廢止年月日	許可番号
		年 月 日	
現に風俗営業許可等 を受けて営む風俗営業	許可年月日	年 月 日	許可番号
	営業所の名称 及 び 所 在 地		

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)

営業所の構造及び設備の概要	建物の構造			
	建物内の営業所の位置			
	客室数	室	営業所の床面積	m ²
	客室の総床面積			m ²
	各客室の床面積		m ²	m ²
			m ²	m ²
	照明設備			
	音響設備			
	防音設備			
その他				
※ 風俗営業の種類				
※ 兼業				
※ 同時申請の有無		① 有	② 無	※ 受理警察署長
※ 条件	年月日			
	年月日			
	年月日			

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)

営業所の構造及び設備の概要	建物の構造							
	建物内の営業所の位置							
	客室数		室	営業所の床面積	m ²			
	客室の総床面積	m ²	各客室の床面積	m ²		m ²		
	照明設備							
	音響設備							
	防音設備							
	遊技設備	りやま 台んあ 数台じ こに法 規系第 る定四 遊す條 支る第 幾營業 項	普通台		半自動台	全自动台	計	
			台		台	台	台	
			区分	ぱちんこ遊技機	回胴式機	アレンジボール遊技機	じやん球遊技機	その他遊技機
型式数			型式	型式	型式	型式	型式	型式
台数		台	台	台	台	台	台	
その他の遊技設備								
その他の								
※ 風俗営業の種類								
※ 兼業								
※ 同時申請の有無		① 有	② 無	※ 受理警察署長				
※ 条件	年月日							
	年月日							
	年月日							

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)

営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	客室数	室	営業所の床面積 m ²		
	客室の総床面積 m ²	各客室の床面積	m ²		
	照明設備				
	音響設備				
	防音設備				
	當法業二に係る一遊技第五設号備の	区分	テーブル型	その他の型	計
	スロットマシン等	台	台	台	
	テレビゲーム機	台	台	台	
フリッパーゲーム機	台	台	台		
ルーレット台等	台	台	台		
その他の遊技設備	台	台	台		
計	台	台	台		
その他					
※ 風俗営業の種類					
※ 兼業					
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長		
※ 条件	年月日				
	年月日				
	年月日				

その3 (法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機の明細書)

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第4条第3項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。
- 3 「現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 4 その2（A）は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2（B）は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2（C）は同項第5号の営業について許可を申請する場合に、その3は同項第4号の営業のうち法第4条第4項に規定する営業（例、ぱちんこ屋）について許可を申請する場合に使用すること。
- 5 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 7 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基數、設置位置等を記載すること。
- 8 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 9 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 10 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 11 法第2条第1項第3号の営業にあつては、その2（A）の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
- 12 その2（B）の「他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
- 13 その2（C）の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- 14 その3の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
- 15 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 16 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号（第9条関係）

その1

営業の方法

営業所の名称

営業所の所在地

風俗営業の種別 法第2条第1項第 号の営業

営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後 ただし、 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
	①する ②しない ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を従業者として使用すること	
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない ①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒類の提供	①する ②しない ①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない ①の場合：当該兼業する営業の内容

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)

料 金							
料金の表示方法							
役務提供の様態	客の接待をする場合はその内容						
	客の接待をする場合は接待を行う者の区分	常時当該営業所に	名				
			それ以外の者	名			
		主たる派遣元		(ふりがな) 氏名又は名称			
				住 所	〒 ()		
				(ふりがな) 法人にあつては、その代表者の氏名	() 局 番		
		遊興の内容					
		客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯		時 間 帯	午前	午前	
					時 分から	時 分まで	
		(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)					
客 室	和風のもの	室	その他のもの	室			

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)

(まあじやん屋のみ記載すること)

遊 技 料 金	(1)客1人当たりの時間を基礎として計算する (2)まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき	円
	半自動台につき	円
	その他の台につき	円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		

(ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること)

ぱちんこ屋 及び 令第8条に規定する 営業の遊技料金	ぱ ち ん こ 遊 技 機	玉1個	円
	回 脳 式 遊 技 機	玉1個	円
		メダル1枚	円
	アレンジボール遊技機	玉1個	円
		メダル1枚	円
	じ ゃ ん 球 遊 技 機	玉1個	円
		メダル1枚	円
	そ の 他 の 遊 技 機 ()	につき	円
	遊 技 の 種 類 ()	につき	円
	遊 技 料 金 の 表 示 方 法		

賞 品 の
提 供 方 法

提供する賞品のうち
最も高価なもの

(円)

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)					
料 金					
料 金 の 表 示 方 法					
18歳未満の者を客として立ち入らせること	<table border="1"> <tr> <td>①する</td><td>②しない</td></tr> <tr> <td colspan="2">①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法）</td></tr> </table>	①する	②しない	①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法）	
①する	②しない				
①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法）					

備考

- 1 その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 その2（A）は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2（B）は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2（C）は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- 4 その2（A）又はその2（C）の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- 5 その2（A）又はその2（C）の「料金の表示方法」欄には、その2（A）又はその2（C）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 その2（A）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- 7 その2（A）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 8 その2（B）の「遊技料金の表示方法」欄には、その2（B）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。